火災予防ワンポイントアドバイス

この時期特に注意 ちょっとした不注意が火事の元

こりやすい気象状況となります。 次の点に気を付けましょう。 火の取り扱いには十分注意し、 冬場は空気が乾燥し、火災が起



①外出前、就寝前には必ず火の元 を確かめましょう。

②寝たばこはやめましょう。

④ガスコンロのそばを離れるとき ③ストーブは、燃えやすいものか ら離れた位置で使用しましょう。

⑥お年寄りや身体の不自由な人を ⑤万一の発火に備え、消火器や消 は、必ず火を消しましょう。 火グッズなどを用意しましょう。 守るために、隣近所の協力体制

問危機管理課危機管理係 ☎286-3210

をつくりましょう。

~1月10日は110番の日~

緊急時頼れる あなたの110番

110番は、『緊急通報専用電

■110番通報する際は

話番号などを落ち着いて係員にお 被害品/あなたの住所・氏名・電 衣・逃走方向・車/被害の状況、 何があったのか(事件か、事故か) ⁄ いつ/どこで/犯人の人相・着

> からの110番は ■携帯電話・PHS

い。○通報場所を ら通報してくださ ○必ず止まってか



電源を切らないでください。 さい。○通話終了後は、しばらく 確に伝えてくだ

談電話「383‐9110」またの警察署や交番・駐在所、警察相緊急事件・事故以外の用件は管轄 **#9110をご利用ください。**

かしこい消費者

消費者のための契約入門

クーリング・オフとは

■消費者を守る制度

ば無条件で契約を解除できる特別 す時間を与え、一定期間内であれ やす」という意味があります。 な制度です。 約をした場合でも、冷静に考え直 消費者がいったん申し込みや契 クーリング・オフには「頭を冷

容を理解するのが難しい取引など 売方法やしくみが複雑で、契約内 に、この制度が設けられています。 訪問販売などの不意打ち的な販

■いつから数える?

販売や電話勧誘販売では8日間で は取引形態によって異なり、訪問 クーリング・オフが可能な期間

受け取った日を1日目とします。 でもクーリング・オフを行使でき 起算日は開始しないので、いつま など)を満たしていないときには、 記載事項(クーリング・オフの説明 いときや書面が法律で定められた 事業者が契約書面を交付していな 契約した日ではなく、契約書を

ると考えられます。

できる旨を記した書面を交付して 業者が改めてクーリング・オフが などの妨害があったときには、事 から、起算日が始まります。 なのに、事業者が「クーリング・オ フはできない」と嘘の説明をした クーリング・オフができる契約

リング・オフができます。 い旨の記載がない場合には、クー 約書にクーリング・オフができな 用していても、特定の消耗品を除 から勧められて使用した場合や契 き、クーリング・オフは可能です。 なお、購入した商品をすでに使 特定の消耗品であっても事業者

■通知の方法と効果

要はありません。 で行います。解除の理由を書く必 クーリング・オフの通知は書面

すれば問題ありません。 者に届かなくても、期間内に発信 クーリング・オフ期間内に事業

合、送料は事業者が負担します。 れ、手元にある商品を返送する場 除できます。支払ったお金は返さ 消費者は一切の負担なく契約を解 クーリング・オフを行使すると、

問御船地区防犯協会連合会 御船警察署 ☎282‐1110

間上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) ☎286-3210